売買、

請負、

双務契約の解除を中心に紹介する。(⑤)

【資 料】

ドイツ改正新債務法の紹介

はじめに

河

原

格

する指令)を導入することを目的とし、中心目的はここにあると考えられる。 (4) たな改正法に、EUの三つの指令(つまり消費者売買に関する指令、支払遅滞防止に関する指令、電子取引に関(ご) れているが、民法の中心となる重要な部分をできるだけ変更することにあるとされると同時に、内実としては新 そこで、本資料は簡単ではあるが、できる範囲で、前記改正法の内容を以下に述べるように、時効、 履行障害

周知のように、二○○二年一月一日より、ドイツ民法新債務法が施行された。その目的は債務法の現代化とさ

3

- 1 kten des Verbrauchsgüterkaufs und der Garantien für Verbrauchsgüter (Abl.EG Nr.L 171 S.12) Richtlinie 1999/44/EG des Euopäischen Parlaments und des Rates vom 25. Mai 1999 zu bestimmten Aspe-
- 2 Zahlungsverzug im Geschäftsverkehr (Abl.EG Nr.L 200 S.35) Richtlinie 1999/35/EG des Euopäischen Parlaments und des Rates vom 29. Juni 2000 zu bekämpfung von
- 3 Aspekte der Dienste der Informationsgesellschaft, insbesondere des elektronischen Geschäftsverkehrs, Richtlinie 2000/31/EG des Euopaischen Parlaments und des Rates vom 8. Juni 2000 über bestimmten
- $\widehat{4}$ im Binnenmarkt (Richtlinie über den elektronischen Geschäftsverkehr-e-commerce Richtlinie) (Abl.EG Nr.L 岡孝編「契約法における現代化の課題」(二〇〇二)一五頁(渡辺達徳)。新債務法の訳文については上掲書一八
- (5) なお本稿は Schwab,JS 2002,1によるところが大きい。

一頁以下の訳文に負うところが大きい。

二 時効規定について

(1) 消滅時効の期間

特別の例外的な場合にのみ認める。すなわち、新一九六条によれば、土地に対する所有権移転請求権および権利 通常の消滅時効の期間は、従来の三〇年ではなく、三年とする(新一九五条)。三年を超える長い期間については、

移転もしくは消滅を求める請求権、またはその権利の内容の変更を求める請求権は、一〇年の消滅時効

年で時効消滅することになる。 求める請求権、 にかかる。 従来通りの三〇年の消滅時効期間は、 たとえば、 債権者である銀行に対する譲渡担保設定者の請求権は、この中に入るため、それらの権利は、 詳細は新一九七条Ⅰ③—⑤)、 売主に対する不動産の買主の請求権、 新一九六条は発生しうる反対給付請求権にも適用され、これも一〇年で時効消滅 新一九七条Ⅰで権限のある請求権に適用され(たとえば、 親族法、相続法上の請求権(新一九七条Ⅰ②)、 ローン完済後の担保のための土地債務の戻し譲渡を 所有権やその他 既判力をも

消滅時効の開始

物権に対する返還請求権

(新一九七条I①) に適用される。

って確定した請求権

となる事情および債務者を知ったこと、あるいは重過失がなければ知ったに違いないことを要件としている(新 九九条I)。 つまり、 の発生時から、 前記のように、 従来の立場と考えられる、 起算するのではなく(旧一九八条 これは普通、 消 新一九五条、 滅時効の期間を短くしたことに対する措置として、 長期の時効期間を前提とした、客観的な消滅時効制度 新一九九条により、 従来の時効に関する立法の観念は大幅に変更された。 弁済期を考えていたが)、 消滅時効の起算点を従来のような請求権 更に債権者が請求権 (つまり起算点が発生の の根拠

洋 法 みに関係する) 根拠となる事情および債務者を知ることあるいは、 後者でいう、 を廃止して、 新法の採用する主観的な時効制度は、 新たに、 短期の時効期間を前提とし、 債権者が重過失なく知るべきであったこと) へと変更させた(6) 旧法では、 しかも主観的な消滅時効(債権者が請求権の 不法行為に基づく損害賠償請求権につ

学

133

の二つの要件が具備した、しかもその年の終了時から起算するのである。

だけでなく、(それ以外の範囲に及ぶ可能性のある)一般的な原則へと高めたのである。言い換えれば、 て 発生時から直ちに起算するのでもなく、しかも債権者が知っていることから開始するのではなく、 消滅時効が採用していた内容である(旧八五二条)。立法者は、この制度を不法行為に基づく損害賠償請 消滅 初めてこ %時効 求権

ろか、 でも債権者の知および重過失による不知は、 になる。それ以外の損害賠償請求権は、発生時から一○年で時効消滅する(新一九九条Ⅳ)。新一九九条ⅢおよびⅣ 発生後少くとも一〇年で消滅時効にかかり、 されて、 ていたか、または損害が発生したことを誤解したということも必要ない。その他の損害賠償請求権は段階づけを から遅くとも三〇年で時効消滅する。 消滅時効は、 新法は最大限の期間を定めている。 最大限の 債権者に責めのない不知により無限に延期されないことはいうまでもないことである。 の期間三〇年、 あるいは一○年の時効期間に服する(新一九九条Ⅲ)。 この場合、 身体、 損害がない限り、 問題とならずに、 債権者がこの請求権を知っている必要もなく、 健康、 自由に対する侵害に基づく損害賠償請求は、 生命、 遅くとも実行の着手後三〇年で時効消滅すること 身体、 健康、 自由に対する損害賠償請 つまり、 損害賠償請求権は、 重過失で誤解し 侵害行為時 それどこ

(3) 時効の停止 Hemmung 、新たな時効の進行、消滅時効の効果

以外の損害賠償請求権およびその他の損害賠償請求権は、

時効消滅する。

新法でも、 時効の停止あるいは、 時効が新たに開始する場合を定めてい る (新たに開始する場合を旧法は、

中

目的物)

から満足される

(新二一六条、旧二二三条)。この点は以前と同じ内容である。

める 二〇四条Ⅰ⑨)、 断 的 債権者との間の合意により一時的に給付を拒絶する権利がある間(新二〇五条)、不可抗力の場合(新二〇六条)、 び債権者が請求権又はそれを根拠づける事情について交渉する限りで、停止する(新二〇三条)。最後に、 求める訴訟あるいは請求権の確認 (二〇四条I①)、仮差押または仮処分を発するよう求める申し立ての送達 将来に向けて消滅時効を停止させる。 求権を承認した場合、 因又はそれに類似の原因に基づく場合 (新二〇七条) .な自己決定を侵害された場合の損害賠償請求権(新二〇八条 Unterbrechung と表現していたが、今は新たな開始 Neubeginn と表示している)。法的追及のあらゆる手段は、 (新二]二条Ⅰ 訴訟費用 従来は旧二〇八条)。 あるいは執行行為がなされ、 の扶助の付与を求める初めての申し立ての通知である(新二〇四条Ⅰ⑭)。更に債務者およ その法的追及のリストが、 は、 あるいはそれが申し立てられた場合についても進行すると定 消滅時効は停止する。 債権者が二十一歳になるまで停止する)、 新二〇四条に挙げられている。 新たな時効の進行は、 つまり、 家族上の原 債務者 債務者と 給付を が請 (新 性

あるいはそのために留置権を行使することができる(新二一五条)。債権者は、 |保された請求権が消滅時効にかかったとしても、 だが、相殺適状または留置権が既に消滅時効発生前に成立した場合に限り、 滅時効の完成は、 以前と同じく(旧二二二条) 債務者が履行を拒絶する権利を根拠あるものとする 担保目的物 (抵当権、 船舶抵当権、 抵当権、 消滅した請求権により相殺でき、 船舶抵当権、 質権の対象となっている 質権によって (新二一四

- 6 前掲・岡孝編一八四頁に訳出されている訳文参照。
- Schwab, JS 2002, 2.

Ξ 給付障害についての新法

1 給付障害と第一次的給付義務

三一一条aI)。従来の通説に従って、第一次的給付がすべての人に(客観的に)あるいは債務者(主観的に)に。 給付が原始的、 給付障害についての法の内容は、(8) 客観的に不能であれば、 かなり改正された(新二七五条以下、新三二三条以下)。 旧三〇六条と異なり、 将来に向かって契約自体、 有効とされている(新

不能であるならば、 その第一次的給付請求権は排除される(新二七五条)。

この点については、 すると、この新三一一条aIと新二七五条の関係をいかに理解するかが問題となる。 理解されているようである。 給付が不能な場合には、契約は第一次的給付請求権を発生させないことを意味するだけで

あると、

ば 能である限り、妥当する。新二七五条Ⅱによれば、 新二七五条に定める効果は、 債務者自身、 その給付がそれ自体可能であっても、 債務者がその不能に責めがあるか否かに関係なく、生ずる。この効果は給付が不 給付が債権者の利益と極めて不均衡な費用を要するのであれ その給付を拒絶できる(抗弁)。同様のことは、 債務者が

的不能)にも、適用される (新二七五条Ⅲ)。 極めて一身専属性の高い給付行為をせねばならない場合で、 観的不能も、 それが債務者の責めに帰すべきか否かを問わずに、 しかもその給付が債務者に期待できない場合 債務者を債務から免れさせることになるた (個人

務者にとり現在自由にならない時には、 解した主観的不能に、給付の確定判決は直ちに許されないという法律効果を発生させていた。 がない場合にのみ、その給付は、主観的不能である。旧法での判例は、そう考えていた。つまり、そのように理 いての反対論は、新二七五条の枠内ではもはや維持することはできない。その理由は、債務者が給付できる以上、 この意味で主観的不能は厳格に解されねばならない。第三者の側で、 既に給付が主観的に債務者にとり不能であるとする、旧二七五条Ⅱにつ 債務者に履行できるようにする見込み 給付の目的物

に 直ちに給付義務から債務者を免れさせる理由はないからである。反対論の支持者は、 債務者が不能に対し責めに帰すべきでなければ、 主観的不能は履行請求を常に排除すると考えていた。 旧二七五条Ⅱの文言に忠実

2 損害賠償請求権

学

a

損害請求権の根拠

法 洋 ろで、 で定めていた(旧二八〇条Ⅰ、旧二八六条Ⅰ、II、 積極的債権侵害、 契約締結上の過失理論が発展していた。 旧三二五条I①、旧三二六条I②)。それと共に、BGB以外のとこ

旧法は債務者が義務を果たさなかった時に、

債務者の損害賠償義務を若干の規定

これに対し、新法は、給付障害のすべての場合のために、唯一の損害賠償請求権の根拠を定めている。

つまり損 137

はなく(たとえば、この場合、給付の可能性について確かめねばならない)、債務者が給付の約束 Leistungsverspre 不能 害賠償請求は、 !の場合の損害賠償請求権を定める新三一一条aⅡである。この責任の根拠は、 債務者側の義務違反があらゆる損害賠償の請求権の要件であると定めている。 常に新二八〇条Ⅰに統 一されている (場合によってはそれ以外の規定と結びつく場合もあるが)。 前記の義務違反に基づくので その唯 一の例外は、 原始

chen に縛られるという点に基づく。従って、新三一一条aⅡの位置付けは、

新二八〇条との関連で考えると、

債務の債務者自身は無責の給付不能の責任を将来に対しても負わねばならない。 責めに帰すべきことの一形式として、 立した性格の請求権の根拠であると解されている。 有責性に関係なく責任を負うとする従来の通説を、 b 給付に代わる損害賠償請求権は、 損害賠償請求権が生ずる。 帰責事由 債務者に義務違反があって、 新二七六条では、 保証あるいは取得の危険の引受も入る。 債務者が給付障害を知っていたか、 立法者は批判した。つまり新三一一条aⅡによれば、 契約上の合意の重要な意味が視野に入ってくる。 その義務違反に対し債務者の責めに帰すべき事由がある時に あるいは少なくとも不知につき責め 旧二七九条は廃止されたが、 債務者はその原始不能に対 結果的 この場 種類

付に代わる損害賠償請求権である。 d 小さな損害及び大きな損害 履行が 部にのみ止まる限りで、 債権者は原則的に履行されない

帰すべきであることを要件とする。

給付に代わる損害賠償請求権

「不履行による」

以前の「損害賠償請求」を新たに表示したのが、

給

大きな損害賠償を請求するのであれば、既に受領した一部の給付を新二八一条V、新三四六条以下により、 れば (二八一条Ⅰ第二文)、 損害賠償を請求でき(小さな損害賠償)、それに対し債権者がその一部の給付に利益を有さないのであ 全部の給付の代わりに損害賠償を請求できる(大きな損害賠償)。⑵ この場合、 債権者が、

代わりに、

還せねばならない。

間経過後、 履行と損害賠償との関係 不履行による損害賠償請求を求めるか、 旧三二六条Ⅰ第二文によれば、 契約を解除することができた。 債権者が受領予告付期間を設定し、 履行請求は、 期間経過により その期

履行請求権は、 れる(新二八一条Ⅳ)。また債権者が履行を請求するか、新三二三条Ⅰにより解除するかの選択権を持つ。この場合! 排除された。 新法によれば、 選択することができる。 解除を表示することにより消滅する(新三四九条)。 履行請求は、 特に債権者が、 期間経過後もなお存続する。 後者の損害賠償を請求する場合には、 債権者は、 履行を請求するか、 履行請求は排除さ 損害賠償

履行の点で、 履行されたならば、 f 費用償還請求権 費用は原則的に賠償範囲に入らない。その理由は、 BGHは、 債権者があるであろう状態にされるという内容である。 債権者の費用は契約が履行されれば、 履行に代わる損害賠償請求は、 積極的利益の賠償である。つまり債権者は、 契約から生ずる利益により調整されるであろうと 費用は適切に履行されても、 それによれば、 契約の締結あるいは 生じたからである。 適切に

はこの推測を採用するが、 従来その賠償を認めてきた(いわゆる収益性の推測 Rentabilitatsvermutung)。 それを超えている。 つまりたとえば、 旧法についてのBGHの見解と異なり、

洋 法 学

推測することにより、

新二八四条

ずる請求権と並んで存在するのではない。

四条から生ずる請求権は、 初めから単に取引から生ずる観念的利益を得ようとした時でも、 いずれにせよ、 損害賠償の代わりに存在するのであって、 債権者は費用償還請求を行使できる。 新二八一―二八三条から生

に基づき正当化される場合も(新二八六条Ⅱ④)、催告は不要である(新二八六条Ⅱ②)。更に、 済期到来と催告とが必要である (同条I)。履行期を暦日により定めた場合以外の場合には、 る損害賠償を請求できる。この内容は新二八六条に定められている。同条によれば、従来のように、 から暦日により計算される場合、債務者が履行を決定的に拒絶する場合(二八六条Ⅱ③)、催告の放棄が特別の事情 g 履行遅滞による損害賠償請求 債権者は新二八○条Ⅱにより、 遅滞を要件としてのみ、 債務者が遅くとも弁 履行期 履行遅滞によ が 遅滞には 特定の

ていなければならない。 よる遅滞が除外されるというのではなく、債権者に遅滞を惹起する可能性が認められるということである。 八六条Ⅲは有償債権についてのみ適用される。 新二八六条Ⅲが 「請求書又は支払請求」を定めているので、 従って債務者の履行は、 債権者の履行に対する報酬として役立 新二八四条Ⅲのように金銭

がなくとも遅滞となる。「遅くとも」という表現を用いて、立法者が明確にしたことは、

請求書又はこれと同等の支払請求の期限が到来し、

到達して三〇日以内に履行しない

時は、

催告

新二八六条ⅠまたはⅡに

済期が到来し、

との取引および消費者間での取引では、 具体的損害に関係なく、 遅延利息請求権が債権者に帰属する。 基準利率に五パーセントを上乗せした額が遅延利息として算定される(新 つまり事業家の取引では八パー セント 消

費者

債権に対してのみ適用される。

二八八条Ⅰ、Ⅱ)。債務者は債権者からの遅延利息の請求に対し、債権者には全くまたは僅かな損害しか発生しない

その他の義務違反 旧法では、 法定外の請求権の根拠としての積極的債権侵害および契約上

定は積極的債権侵害の場合を含む。契約が新たに開始すれば、新三一一条Ⅱにより、 は履行を全くしないということになれば(新二八○条Ⅱ、Ⅲ)、新二八○条Ⅰ前文から損害賠償請求権が生じ、 う債務関係が成立する。 任を認めることで、多くの履行障害を解決できると考えた。この二つの制度は、法的に今や固定したものとなって いる。契約を締結すれば、履行に関係する義務および履行に関係のない義務が生ずる。義務が遅滞したり、 同義務に違反したための損害賠償請求は、その時には新二八○条Ⅰ第一文から生ずる。 履行に関係のない義務を伴 また

三者に対する保護効を伴う契約)、要件および効果が明確化されていなくとも、 こうして従来の契約締結上の過失も、この中に入る。 第三者が債務関係に関わる場合は 新三一一条Ⅲが定めている。 (訴訟代理人の責任、

(3) 契約の解除

双務契約の債務者は、

弁済期の到来した給付を弁済すべき義務を負い、

債権者の定めた期間が無為に経過した

ば、 場合には、債権者は契約を解除することができる(新三二三条Ⅰ)。債権者のする期間設定は、新三二三条Ⅱによれ 債務者の側の決定的な履行拒絶の場合(新三二三条Ⅱ①)、 定期行為の場合 (同 ② 旧三六一条に一致する)、

洋 法 学

别

の事情に基づく期間放棄が正当な場合(同③)には不要である。

弁済期到来時に解除権の要件が発生したことが

141

除原因が生じた場合には、

既に予め確定しているのであれば、 債権者はその履行になんら利益がなければ、 弁済期到来自体、 不要である(新三二三条Ⅳ)。 債務者が 契約を解除できる(新三二三条IV第一文)。 部の履 債務者が契約 行のみをした

り履行しない場合には、 さらに債権者が解除原因に対し専らあるいは主として責任を負うべきである場合、あるいは受領遅滞中に解 義務違反が重大でないのであれば、債権者は解除することができない (新三二三条V第二

債権者は解除することができない(新三二三条Ⅵ)。だが、

解除は新三二四条によれば

待できない場合でも、 債務者がその他の(つまり履行に関係のない)義務に違反し、従って債権者にとって債務者が履行することが期 解除できる(新三一三条Ⅲ)。 可能である。 さらに行為基礎が脱落し、 あるいはなくなれば、 または契約の適応性がなく

た履行は、 債務者は履行をしないことに対し帰責事由がなくともよい。 条から発生し、 が債務者に対しできる解除権の要件が決定的に変更されている。 新三二三条には、 新三二四条は新二八二条と対をなす。履行に関連する義務に違反した場合には、損害賠償請求権が新二八二 債権者の負うべき反対給付と相互関係にある必要はない。更に新三二三条Iは、 履行に関連のない義務に違反した場合には、 従来旧三二六条から生ずるのと同じ契約解除権が規定されてい 損害賠償請求権が新二八二条から発生し、 つまり受領予告付期間は必要ではない。 つまり債務者は遅滞にある必要はない。 る。 だが、ここでも、 新二八一条Ⅰと対 されなかっ 解除権 つまり 債権

害賠償を請求することもできる。

一四条から発生する。

従来と異なり、

債権者は新三二五条によれば、

同時に契約を解除することができ、

損

能が発生した場合には、 V、三二三条V第一文)。 債権者が残余の履行になんら利益を有さない場合にのみ、債権者は契約全体を解除することができる(新三二六条 の場合、義務違反が問題とならないのであれば、解除権は発生しない(新三二三条V第二文)。一部不能の場合には、 三二六条V)。解除権は、 二七五条Ⅲ、 債権者は新二七五条Ⅰ、 三二六条1第一文)。それに関係なく、債権者は期間を設定することなく、 債権者が不能に対し、専らあるいは、主に責任を負う場合、 履行が問題とならない位不完全ならば、債権者に生ずる(新三二六条Ⅰ第二文、同V)。こ 債権者の反対給付義務は残る(新三二六条11、 Ⅱにより履行を請求できない場合には、直ちに反対給付をすべき義務がなくなる 旧三二四条)。この場合、 あるいは偶然受領遅滞中に不 解除することができる(新 解除権も存続しな

- 8 が、普通、Erfüllung が履行と訳され、Leistung が給付と訳されているところから、 前掲・岡孝編七一頁 注(2)(渡辺達徳)参照。Leistung を給付と訳すか、 あるいは履行と訳すか迷うところだ 給付に統一している。
- 9 Fikentscher, Schuldrecht. 9. A (1997) Rdnr. 337.
- 10 前掲・岡孝編六二頁(渡辺達徳)。
- 11 Schwab,a.a.O. なお前掲・岡孝編六○頁(渡辺達徳) その例としてシュヴァープは子が重篤な疾病なので、母親である女性歌手が劇場に出演したくない場合を挙げる。 参照。
- $\widehat{12}$ 下森定・岡孝編「ドイツ債務法 改正委員会草案の研究」(一九九六)(平野裕之)一三七頁。
- 13 BGHZ 99,182(197); 114,193(197).
- 前掲・下森定・岡孝編(益井公司)一三七頁以下。

三 新しい売買法

(1) 瑕疵概念

は、 契約で譲受けた権利のみを主張することができれば か る売買の目的物を提供することで既に義務を履行したのか(保証説)、瑕疵のない物の引渡しをすべき義務を負う 務を負う (新四三三条I第二文)。 立法者はこれにより旧法で争われていた問題、 (主観的欠陥概念 新法によれば、 第一に売買の目的物が危険移転の際に当事者の観念によれば、 (履行説) の問題について、 新四三四条Ⅰ①、 売主は買主に物の瑕疵および権利の瑕疵のない売買の目的物を引渡し、 最終的に履行説を採用することに決定したのである。 ②)。第三者が買主に対し全く権利を主張することができないか、あるいは売買 (新四三五条第二文)、 いかなる性質を有すべきかにより判断される 権利の瑕疵がないとされる。 つまり特定物の売主は、 物の瑕疵が存在するか否か 所有権を移転させる義 瑕疵のあ

際に、 された場合、あるいは組立の説明書に瑕疵があり、 うすることで、 物の瑕疵がある。 要しなかった場合を除く。更に新四三四条Ⅱによれば、 新四三四条Ⅰ第三文によれば、 買主が期待できる性質を物が有さない時は、 物の瑕疵とそれ以外のものとを個々の場合に区別することがないようにするためである。 更に売主が別の物あるいは引渡した物の量が過小の場合も、 売主または製造者またはその補助者が公に表明したところにより特に宣伝する そのため、買主によって物が誤って組立てられた場合には、 物の瑕疵がある。 売主またはその補助者による合意した組立が不適切にな 但し売主がその表示を知らず、 物の瑕疵と同様とする。 知ることを つまりこ

2 瑕疵の法的効果

的に定めている。

第一に、

新法の 新法は、 新四三七条以下において権利および物の瑕疵についての法律効果を体系的統

買主は追完 Nacherfüllung を請求することができる(新四三七条①、

新四三九条)。

が追完をしない場合には、 買主は代金減額を請求することができ(新四三七条②、 四四一条)、 売買契約を解除する

ことができるし、 (あるいは) 損害賠償を請求することができる (新四三七条③、新四四〇条、 新二八〇条、 新二八一

間設定にも拘らず、 追完をすることが必要である。このことは、 新四四一条Ⅰ第一文によれば、 解除 の代わりに

条、新二八三条、新三一一条)。こうした法的救済のためには、

原則的に売主の追完が不可能か、

あるいは売主が

期

の瑕疵担保による解除 Wandlung および代金減額請求は、売買契約の取消あるいは変更を求める買主の請 認められ、従って、その要件に左右される代金減額にも当てはまる(新三 三条I)。以前の目的物に瑕疵がある際 求権と

して形成されてきたが(旧四六二条、 条 I 第一文)。 四六五条)、新法では代金減額および解除は形成権である(新三四九条) 新四四

建築物に瑕疵を発生させた瑕疵ある建築材料に適用される。三〇年の時効期間は、 新四三八条Ⅰによれば、 追完および損害賠償請求権は、 原則的に二年の短期消滅時効にかかる。 第三者が売買の目的物 五年の期 間

を請求できる物権的権利を有する場合に、適用される。その理由は第三者の所有権その他の物権に基づく返還請 の返還

求権は三○年で時効消滅するからである 解除および代金減額は、 形成権として消滅時効にかからない。⑵ (新一九七条Ⅰ①)。 その理由は、 消滅時効は一九四条によれば、

東 洋 法 学

作 145

から、

追完請求権が時効消滅するや否や、

新四三八条Ⅳ第一文、V、二一八条により、

解除および代金減額は排

だが、

解除および代金減額は、

追完請求権

為または不作為を請求する請求権にのみ及ぶからである。

れば 予め瑕疵を知らせなくとも、 除される。 (その理由は買主は消滅時効発生前に解除できるから)、売主は自分で解除することができ、 だが、 時効消滅後、買主には、代金債権に対し瑕疵の抗弁権があり、もちろん旧四七八条と異なり、 同抗弁権の主張は、 認められる(新四三八条Ⅳ第二文)。 買主が代金支払を全く拒絶す 売買の目的物の

返還を請求することができる(新四三八条Ⅳ第三文)。

場合、 び後日の引渡 Nachlieferung である。買主は、この二つの中から一つを選択することができる。だが、売主は、(ミキ は 場合に、できる。 完の価格は不釣合いである。その結果、 新四三九条Ⅲにより、買主の選んだ前記二つのうちの追完請求の内容が、不釣合いな価格であれば、その方法を ができる。二つの方法が不釣合いな価格である場合には、売主はその二つの方法を拒絶することができる。 拒絶することができる。 b 初めから後日 買主は期間を定めなくとも解除することができる。 原則的に二つの方法がうまくいかなかった場合が、それである(新四四〇条)。 の修補のみが考えられる。 追完については、新四三九条Ⅰが二つの変形を定める。 つまり、もう一つ別の追完の方法がそれよりも有利なことがわかれば、 新二七五条Iによりできないと考えられる。 売主は買主に対し、自己にとりより有利な方法を取るよう指摘すること その理由は別の物で履行できないからである。そのため、 更に期間の定めのない解除は、 つまり後日の修補 Nachbesserung およ 後日 特定物売買の場合 の修補が失敗 買主の選んだ追 特定物の その 心た

場合の後日の引渡請求は、

に関連する

保証 新法は、保証された品質に対する責任を定めていない(旧四五九条Ⅱ、 四六三条第一文)。だが、

保が存在しうる。 売主が性質の存在あるいは瑕疵のないことを保証しようという意思を表明した場合には、この点で性質の瑕疵担 そのため、 新二七六条Ⅰ第一文によれば、 売主は性質のないことあるいは瑕疵に対しても有責

が維持され(新四四二条I)、売主が契約上の瑕疵担保請求権の排除または制限を援用することを認めていない(新 性なく責任を負わねばならなくなる。更にこの場合、 買主が瑕疵を知っていても(買主の悪意)、 瑕疵担保請求権

3 消費者動産売買についての特別規定 几

[四四条)。

学 あれば一年(新四七五条Ⅱ)、損害賠償請求権については更に短縮することができる(新四七五条Ⅲ)。 務およびそれに関連する買主の法的救済を無効にすることはできない(個人契約の場合でも中古品の場合でも)。 損害賠償請求権は、 でしかも、売主が事業者 (一三条、一四条) の場合には (新四七五条I第一文)、事業者は、 a 強行法 個人契約では排除あるいは制限され(新四七五条Ⅲ)、新たな物の売買の場合には二年、中古で 新四三三条以下は、 従来のように任意法を定めている。 しかし、 動産を買い、 瑕疵のない物を引渡す義 つまりこうし 買主が消費者

洋 東 無効となっている。 である。だが、立法者はそれを意図的に維持せねばならなかった。付帯条項の禁止は、 その理由は約款の禁止規定は、 新三一○条Ⅰによれば、 事業者の取引では適用されない 事業者の取引自体につい

新三〇九条八号bの約款についての禁止規定 (従来はAGBG11条⑩) は、

本来の適用領域で更に

法

た規定により、

147

・から

ば、

瑕疵が既に危険移転時に存在したと推定される。この推定は、

当該物の種類あるいは当該瑕疵の種類と合致

いわゆる準瑕疵担保)、

当該物の種類として、

中古品が挙げられ、

瑕疵の種類の例として、

しなければ(新四七六条

Verschlechterung の危険を買主への引渡まで負う(新四七四条II、四四六条)。 瑕疵は危険移転後六ヵ月内にわかれ ては適用されない b 危険負担 が、 瑕疵担保責任の免責を制御する一種のガイドラインとして働かねばならないからである。 四四七条と異なり、 消費者動産の送付売買の場合、売主は偶然の滅失および偶然の毀損

動物の病気が挙げられている。(③)

15 定責任説を最終的に放棄し、契約責任説に落ち着いたと解してよいと考えられる。 わが国での瑕疵担保の五七〇条をめぐる争いに関連して、ドイツでの議論をわが国での議論になぞらえると、

<u>17</u>

この部分の翻訳は前掲・岡孝編二一三頁以下の訳文に負うところが大きい。

前掲・下森定・岡孝編(松尾弘)一二六頁以下。

前掲・下森定・岡孝編(石崎泰雄)一一八頁以下。

18

16

19 前掲・下森定・岡孝編(石崎泰雄)一一九頁以下。 特定物と種類物との区別は条文上ないが (新四三九条)、 理論

 $\widehat{20}$ 的にはなお維持されているように思われる。 単純悪意では担保責任は排除される(四四二条Ⅰ)。だが重過失で知らない時でも、 一定の要件の下に、 瑕疵担保

22 この部分の翻訳は前掲・岡孝編二二一頁以下の訳文に負うところが大きい。

21

Schwab, JS 2002, 6.

責任を追及できるとされている。

掲・岡孝編一一九頁 (岡孝)。

四 請負契約についての新しい規定

(1) あらまし

減額させ、(新六三四条③、新六三八条)、損害賠償を請求することができる(新六三四条④、新六三六条、新二八〇条 れる新四三七条以下に対応している。このことは消滅時効の期間 請負人が追完をしないのであれば、解除することができ(新六三四条③、新六三六条、新三二三条)、請負人の報酬を べる法的救済についても妥当する。法的救済としては、 瑕疵ある製造物に対する責任についての新しい規定は、内容および構造からして大幅に売買法について適用さ 注文者は、 (新六三四条a)、注文者に認められる以下に述 追完を請求でき(新六三四条①、 新六三五条)、

新二八三条、新三一一条a)。

払わせることができる。新六三三条Ⅲによる場合と異なり、 間を設定することができ、この期間が徒過した場合には、自ら瑕疵を除去し、請負人に対しそのための費用を支 費の償還請求) どれを選ぶかの選択権は、 新六三五条Iは、追完の方法の一つとして、修繕及び新たな製造 Neuherstellung を定めている。二つのうちの、 権利を有する(新六三四条②、 請負人に帰属する。 新六三七条)。注文者は、請負人に対し追完のために、 更に売買契約と異なり、 新法は請負人の瑕疵の除去が遅れることを前提とし 注文者は自ら行なう (瑕疵 相当な猶予期 の除去、 必要

法 学

洋

ない。

(2) 売買契約および請負契約での瑕疵および瑕疵による後続損害

効期間 物から利益を引き出そうとする (Aquivalenzinteresse 等価性の利益) 瑕疵のある売買の目的物により他の法益 条Ⅱを超えて、 性質も売主の悪意も証明されない場合、 六三八条)は、 た不可侵性の利益に対する損害について定めるのには適切ではない。 瑕疵による後続損害 Folgeschaden の法的な形が、いかなる価値を将来有するかは極めて興味深い。保証され こうした後続損害は、 の損害賠償の要求に対する包括的な損害賠償の根拠を定めている。 (旧一九五条) により賠償されねばならないとして、修正された。これに対し、 不適切とされ、 積極的契約侵害から生ずる買主の損害賠償請求権を根拠づけることに役立つ。 積極的契約侵害を招くのに適切であった。 部分的に積極的契約侵害後の「離れた」瑕疵に基づく後続損害は、 売買契約にとり、この法的な形はそれ自体確定的な旧四六三条、 (体、 生命、 その他の所有権)を侵害されたことにより損害を受けた場 これに対し、 買主の利害のみを定めているので、 旧四六三条、 だが、 前 請負契約では、 旧四 記請求 瑕疵および「近い」 八〇条Ⅱは、 権の この場合、 短期 三〇年の 消 旧六三五 売買の目的 滅 時 旧 こうし 買主が 瑕 消 四 効 八〇 滅 间 時

間 求についての包括的な請求権の根拠は存在している(新四三七条③、 は 法的な形式に対する元々の必要性は、 売買契約および請負契約については、 新法でなくなっている。 それぞれ適切な期間に延長された(新四三八条、 つまり、 新二八〇条以下、新三一一条a)。 売買契約法でも、 新六三 買主の損害賠償 四 消 [条 a)。 滅 時 効 にも 0 0 期 要

基づく後続損害については、

旧六三六条、

旧六三八条が使われていた。

拘らず、

以前の形式は、

全く時代遅れであるというのではない。

その理由は義務違反と損害賠償との関係を明確

学 東 洋 法 疵および瑕疵に基づく後続損害をそれぞれ区別することは必要である。 新二八一条I第一文によれば、 である。 が生じないと信頼して、 負人が売買の目的物ないし製作物を引渡し、 結局瑕疵を除去できる場合も、 が重要である。 負人が、 三一一条aを参照するように、指示していた。 ないし製造にはない。 利用し、 賠償は重要ではない。 化する点に重点が置かれているからである。 請求権はないからである。 追完の期間が売主に定められることと無関係である。この期間設定は、 従って、 瑕疵が除去できないことを知っていたか、 利用した際にその欠陥により侵害された場合を明らかにしている。 売主による義務違反により根拠づけられるのではなく、 義務違反があれば、完全性に対する損害賠償請求権が買主に発生するのであるが、 給付と関連のない義務が重要である(新二四一条Ⅱ)。 その理由は、 売買の目的物が契約締結時に、 使用するように仕向ける点にある。 立法者は、 履行に代わる損害賠償請求に必要であるのと同じである。従って、依然として瑕 除去できない場合も別に特徴づけられねばならない。義務違反は、 除去できない瑕疵の場合には、 このことを自ら知っていた。 従来、 同時に買主または注文者に、 原始的に除去できない瑕疵がある場合の、給付に代わる損害賠償 この観点から論じられてきたケースでは、 あるいは契約締結時に知らないことに責めがあるか否かのみ 既に除去できない瑕疵を有していて、 買主のその他の法益のために、保護義務違反 従ってそれに従属していない。 新二七五条Ⅰにより、 立法者は、 結局、 契約後に買主または注文者に何も損害 瑕疵に基づく後続損害の損害賠 義務違反は、ここでは瑕疵ある引渡 新四三七条③、 新四三七条③、 瑕疵のないも 買主がその 新二八〇条Ⅰ、 新六三四条③で新 給付に代わる損害 義務違反は 売主または請 売主ないし請 自 が 的 償請 重要 物を 引 Щ

渡

 $\widehat{24}$ 但しこのような請負契約を売買契約に近づけることを疑問視する向きもある。 前掲・下森定・岡孝編 (青野博之)

六〇頁参照

五 付属法規の民法への統合

条)、消費者信用法 VerbrKrG (新四九一条—五〇六条) である。それと並んで、新三一二条eは電子取引での使用 H W i G 者の付属的な情報提供義務を規定している。旧三六一条a―cは、 属法規とは、 る。つまり、 立法者は、 通信取引契約に関する法 FernAbsG(新三一二条b—d)、一時的居住権法TzWG(新四八一条—四八七 新債権法を作るこの機会に、BGBの付属法規をBGB内に統合することを決定した。BGBの付 普通契約約款法AGBG(新三○五条—三一○条)、いわゆる訪問取引に関する撤回権についての法 消費者信用法においては、若干、立法が変更されていて、このことを立法者はおそらく意図して 本質的に新三五五条―三五七条に吸収されて

(25) 前掲・岡孝編二〇五頁訳文参照。

はいなかったと思われる。

契約の遡及的清算 Rückabwicklung

六

に有益費により利得している限りで、有益費を返還せねばならない。 Ⅱによりその使用を賠償するよう請求できる。 己に対するのと同一の注意義務を負う(新三四七条1第二文)。受領した給付に基づいて使用した者は、 条Iによれば、またその価額をも償還しなければならない。だが、法定解除権の場合の解除権を有する者は、 を返還せねばならない。 の一方が解除をした場合には、 返還債務者が収益を得られるにも拘らず、収益として得られなかった場合には、 新三四六条Ⅰによれば、 必要費は無条件で、 双方の給付および給付から生ずる事実上 返還債権者が有益費により給付物の返還の際 新三四· 三四 0) 七条 自 七

偶然の危険は返還債権者にある。 解除権は排除されない。 三二七条第二文は解除原因に責めのない者は、 これに対し新法は、受取人が自己の責めにより給付をもはや返還することができない場合でさえ、解除を例外 旧三五〇条、旧三五一条により、受領した物が偶然、だが受取人の責めに帰すべき事由により滅失した場合には、 従って自己の責めにより毀損した場合でさえ、ハーハ条Ⅲを引き合いに出すことができたのである。 毀損については、受取人は、 法定解除の場合、 解除原因を知る前の時期については、不当利得法によってのみ責 返還債権者は更に悪い立場にあった。その理由は、 帰責事由のある場合に限って賠償せねばならない。従って、 BGB旧

洋 法

なく認めている。だが、受取人は価額を償還しなければならない(新三四六条Ⅱ)。

しかも、

給付が偶然滅失したか

学

償をする必要はない(新三四六条Ⅱ③後段)。だが、この場合、受取人には、解除権でなく、消費者保護の撤回権のみ た場合にのみ、価額に対する責任を負う。目的にそった使用によって生じた損傷については、受取人は全く価額賠 務者が負うことになる。だが、法定解除権者は、滅失または毀損が、自己に対するのと同様の注意に違反して生じ

が帰属し(たとえば、新三一二条、新三一二条d)、それを行使した場合には(新三五七条Ⅲ)、価額賠償の責任を負う。

(%) Schwab,JS 2002,8.

七まとめ

以上の内容から、 ドイツ民法改正のおおまかな内容の紹介を終える。

る。これに対する回答は即座に回答することはできない。ただ、言えることは、EUの指針にどこまでドイツの

民法の改正によって意図した内容が的確に規制できるのか、できたと考えられるのか、これが最大の難問であ

国益を無視して従えることができるか、どこまでドイツ国内の事情を反映させるかにある。この内容の検討につ いては将来に譲ることにして、ひとまず終えることにする。

27 シュレヒトリーム教授はその内容のわかりにくさを挙げている。 前掲・ 岡孝編四 頁 (シュレヒトリーム)。